

令和4年度

第1回(立木)

# 入札のご案内

(立木資格付一般競争入札物件明細書)

令和4年6月30日(木)実施

埼玉森林管理事務所 会議室

14時20分 入札開始

14時30分締切 即時開札

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である。

埼玉森林管理事務所

〒368-0005 埼玉県秩父市大野原 491-1

TEL 0494-23-1260

FAX 0494-23-1262

# 公 売 公 告

令和4年6月1日

分任契約担当官

埼玉森林管理事務所長 小澤伸浩

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

## 記

### 1 入札及び開札の日時

令和4年 6月 30日（木）

入札開始 14時20分

締 切 14時30分 締切後即時開札

### 2 入札及び開札の場所

埼玉森林管理事務所 会議室

### 3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒368-0005

埼玉県秩父市大野原491-1 埼玉森林管理事務所

(2) 到着期限 6月 29日（水） 17時00分必着。

\*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

### 4 入札物件

(1) 次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・主伐）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別紙4「特約事項」を参照して下さい。

(3) 分収育林箇所の獣害対策保護資材については、別紙5のとおりです。

## 5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することができません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

## 6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。

## 8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度、委任状を提出する必要はありません。

ません。

#### イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

#### (2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

#### (3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

### 10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和4年7月8日(金)までとします。

### 11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

### 12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律(昭和24年法律第176号)の定めるところ

るにより認めます。(年利0.59%)

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金 = (契約代金 × 延納期間 × 延納利率) ÷ 365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000m<sup>3</sup>未満は6ヶ月以内、1,000m<sup>3</sup>以上は10ヶ月以内とします。

### 1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を埼玉森林管理事務所へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を埼玉森林管理事務所長に提出して下さい。

### 1.4 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案
  - ア 販売物件明細書：埼玉森林管理事務所又は埼玉森林管理事務所ホームページで閲覧して下さい。
  - イ 契約書(案)：埼玉森林管理事務所で見覧して下さい。  
埼玉森林管理事務所のホームページアドレス  
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/saitama/index.html>
- (2) 各規程等
  - ア 国有林野事業林産物売買契約約款
  - イ 国有林野の産物売払規程
  - ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得
  - エ 各種様式(別紙1：委任状、別紙2：入札書)  
上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。  
関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報  
ホームページを閲覧できない方は、埼玉森林管理事務所 業務グループ(経営担当)へお問い合わせ下さい。  
関東森林管理局のホームページアドレス  
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

## 1 5 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件については、国のほかに分収育林として複数名のオーナーが存在し、それぞれの持分に応じた権利を有しております。したがって、落札された方は、売買代金の総額を分割し、国には納入告知書により、各オーナーには口座振り込みによりお支払いいただくこととなります。  
各オーナーへの振込金額と口座番号は、契約の際にお知らせ致します。  
なお、このことにかかる振込手数料については、落札者の負担となりますが、この経費については、あらかじめ予定価格から控除しておりますので申し添えます。  
※各オーナーへの振込期限は、国への納入期限の日と同一日です。また、振り込み完了後は、振込証明書等（各オーナーへの振込を完了した証明となる書面）の写しを埼玉森林管理事務所へ提出下さいますようお願い致します。
- (5) 事業着手前に管轄の森林事務所へ「立木販売箇所の作業計画届」（別紙7）を提出していただきます。
- (6) 買受人は、搬出完了時遅滞なく管轄の森林事務所へ搬出済届を提出していただきます。

## 1 6 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

埼玉森林管理事務所 業務グループ（経営担当）

電話番号 0494-23-1260 FAX番号0494-23-1262

### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 (例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日            令和    年    月    日
- 2 令和○年度 第○回立木資格付一般競争入札
- 3 入札に関する一切の件

令和    年    月    日

住      所

商号又は名称  
代表者氏名

分任契約担当官  
関東森林管理局  
埼玉森林管理事務所長 小澤 伸浩 殿

**注意：** 代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。  
ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 立木資格付一般競争入札に関する一切の件

2 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

分任契約担当官  
関東森林管理局  
埼玉森林管理事務所長 小澤 伸浩 殿



## 入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

関東森林管理局

埼玉森林管理事務所長 小澤 伸浩 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「氏名」を記入すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

また、貴所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することを同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 特 約 事 項

- (1) 搬出の如何に係わらず、該当木は全て伐採して下さい。
- (2) 支障木が出る場合は必ず伐採する前に、当該森林事務所及び埼玉森林管理事務所業務グループまで連絡して下さい。搬出支障木伐採届が必要となります。  
また、支障木の箇所が保安林等の法令で規制されている場合、別途伐採許可申請書等が必要です。なお、支障木の材積は販売物件の5%を超えることは出来ません。
- (3) 伐採搬出作業にあたっては、常に労働災害防止に努めるとともに、歩行者や通行車両に留意し、必要箇所には注意喚起の看板等を設置して下さい。

(看板設置例)

<p>立木伐採搬出作業中</p> <p>購入者：〇〇〇〇林業（株）</p> <p>箇所：〇〇国有林〇〇林班〇〇小班</p> <p>搬出期間：（自）令和〇〇年〇〇月〇〇日 （至）令和〇〇年〇〇月〇〇日</p>
---

- (4) 森林作業道については、別紙6特記仕様書のとおりに作設して下さい。
- (5) 焚き火・タバコ等、火の始末には十分気を付けて下さい。
- (6) 林道の状況によっては車両制限をお願いする場合があります。予めご了承下さい。また、工事や造林事業等の車両に支障の無いようお願いいたします。
- (7) 契約後作業に着手する前に「立木販売箇所の作業計画届」を、当該森林事務所へ提出して下さい。
- (8) 着手・完了の際は、必ず当該森林事務所に連絡して下さい。
- (9) その他、ご不明な点については、秩父森林事務所へお問い合わせ下さい。

## 獣害対策保護資材について

本物件には獣害対策として、立木に保護資材を取り付けてあります。

当該保護資材の取り外しと処分は、契約成立後2ヶ月以内に埼玉森林管理事務所で実施致します。つきましては、引き渡しが進んでいなくても取り外し作業が終了するまでは林内作業が出来ませんのでご了承下さい。

なお、上記の埼玉森林管理事務所で実施する当該保護資材の取り外しと処分を希望されない場合は、買受者において当該保護資材の取り外しと処分を行っていただく事になります。

## 第1号物件区域外の作業道作設について

第1号物件に隣接する21と林小班については、販売物件とは別の分収育林契約が設定されております。

そのため当該小班内に作業道を作設する場合には、支障木の伐採にあたり当該分収育林箇所の契約者全員から同意を得る必要がありますので、ご承知おき下さい。ただし、場合によっては同意を得られないこともあります。

なお、販売区域外の作業道については、搬出にあたり必要最小限の延長及び幅員となりますので、併せてご承知おき下さい。

また、作業道の線形については、秩父森林事務所の職員が現地立会のうえで決定することとなります。

## 第2号物件区域外の作業道作設について

第2号物件に隣接する21そ1林小班及び21と林小班については、販売物件とは別の分収育林契約が設定されております。

そのため当該小班内に作業道を作設する場合には、支障木の伐採にあたり当該分収育林箇所の契約者全員から同意を得る必要がありますので、ご承知おき下さい。ただし、場合によっては同意を得られないこともあります。

なお、販売区域外の作業道については、搬出にあたり必要最小限の延長及び幅員となりますので、併せてご承知おき下さい。

また、作業道の線形については、秩父森林事務所の職員が現地立会のうえで決定することとなります。

## 特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整第 656 号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

### 第 1 路網

#### 1 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは、連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

#### 2 幅員

幅員は、3 m以下とする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

#### 3 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時の

スリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

## 第2 施工

### 1 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

### 2 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30 cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30 cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2 mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

### 3 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

### 4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

## 第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等と

いう)又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。  
事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置をとる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

#### 第4 その他

##### 1 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に30cm程度の層ごとにバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

2 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 現地の状況により本仕様書の事項によりがたい場合は、監督職員が指示する。

# 立木販売箇所の作業計画届

令和 年 月 日

森林事務所 森林官 殿

買受者の所在地:

名称:

代表者:

電話:

# 安全指導の記録

指導年月日 指導者名	作業の内容 従業者の数	安全指導等の内容
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		
R 年 月 日		

区分	内容		
場所及び数量等	契約方法等	・公売・随契 契約年月日 令和 年 月 日	
	契約場所	国有林 林班 小班 (全・内)	
	契約数量	・面積 ha・樹種 外・材積 m3	
	伐採方法	・皆伐 ・間伐 ・その他( )	
伐採搬出計画	作業の形態	・自社 ・下請 ・その他( )	
	作業期間	(自)令和 年 月 日~(至)令和 年 月 日	
	搬出方法	・架線集材 ・トラクタ集材 ・その他( )	
	従事作業員の内訳	・作業員数 名(常雇 名 臨時 名)	
	下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号等連絡先	・住所	
		・氏名	
		・代表者	
・電話			
現場責任者等の氏名	現場責任者の氏名等	・氏名 TEL:	
	林業架線作業主任者	・氏名 TEL:	
	治山掘削作業主任者	・氏名 TEL:	
	車両系建設機械運転	・氏名 TEL:	
	かかり木の処理業務	・氏名 TEL:	



## 森林作業道作設時のチェック表

項目	確認内容	内容の適否				指示事項	
		林小班	林小班	林小班	林小班		
		月 日	月 日	月 日	月 日		
伐開	①	伐開幅は幅員に応じ必要最小限の幅となっているか。					
	②	幅員は3mまでとなっているか。					
幅員	①	幅員は3mまでとなっているか。					
	②	林業機械での作業の安全性や作業性は確保されているか。(作業区間は0.5m程度付加されているか)					
勾配・排水	①	縦断勾配は木材を積載した車両が安全に走行できるか。					
	②	縦断勾配は緩やかな波状で分散排水になっているか。					
	③	横断勾配は原則水平となっているか。					
	④	横断勾配を谷側にわずかに低くした場合、必要に応じ丸太等で路肩の浸食防止を行っているか。					
	⑤	下り走行のカーブの谷側は水平となっているか。					
	⑥	上記⑤のカーブでは上部の入り口付近で排水しているか。					
切土	①	切土の法高は1.5m程度以内となっているか。					
	②	法面勾配は直切りとなっているか(土質、切土高が高い場合は6分(岩石3分))					
盛土	①	概ね30cm程度の層毎にバケツ及び履帯で十分締め固めを行っているか。					
	②	法面の勾配は概ね1割となっているか。(盛土高が2mを超える場合は1割2分)					
簡易構造物	①	構造物の設置は現地発生資材(丸太等)を活用しているか。					
その他	①	土砂の流失、土石の転落防止は適切に行われているか。					
	②	根株やはぎ取り表土は盛土法面の保護として活用されているか。					
	③	表土は心土と交互に概ね30cmごとの層毎にバケツで十分締め固めを行っているか。					
	④	根株は作業に支障がないよう固定されているか。					
	⑤	根株は丸ごと路体内に完全に埋没していないか。					

注) 内容の適否は、適切が○、一部修正の必要なものが△、否が×を記載する。なお、△と×の場合は、必要な指示を行い、指示事項欄にその指示内容を記載する。

# 現 地 案 内

令和4年 6月 8日（水曜日）午前8時30分までに

秩父森林事務所にお集まり下さい（雨天中止）

集合場所：〒368-0005

埼玉県秩父市大野原491-1

秩父森林事務所（埼玉森林管理事務所内）

TEL 0494-23-1260

案内者：秩父森林事務所 森林官補 遠藤 果怜

- 当日についてのお問い合わせや不明な点は、秩父森林事務所又は埼玉森林管理事務所 業務グループ（経営担当）にお願いいたします。  
（TEL0494-23-1260）
- 林道（悪路）を走行できる車両でお越し下さい。また、林内を歩ける靴や服装でお越し下さい。
- 集合時間の厳守をお願いいたします。



# 販売物件明細書





1号物件

21ㄱ1林小班 皆伐 3.08ha

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 03- 4  
林班： 21

森林事務所： 秩父森林事務所  
小班： 7 1

国有林名： 浦山3311番  
伐区：

樹種名	材種分	生被別	態様分	品質分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	元	24	23	4	2.16	0.540	無
					26	24	10	6.50	0.650	無
					28	24	11	8.14	0.740	無
					30	25	28	24.36	0.870	無
					32	26	28	28.56	1.020	無
					34	26	42	47.46	1.130	無
					36	26	34	42.16	1.240	無
					38	27	48	68.64	1.430	無
					40	27	27	42.12	1.560	無
					42	27	13	21.97	1.690	無
					44	28	11	21.01	1.910	無
					46	28	6	12.36	2.060	無
					48	28	4	8.88	2.220	無
				品質計			266	334.32		
				中玉	12	16	1	0.10	0.100	無
					14	18	6	0.90	0.150	無
					16	19	13	2.73	0.210	無
					18	20	26	7.02	0.270	無
					20	21	50	17.50	0.350	無
					22	22	70	30.80	0.440	無
					24	23	128	69.12	0.540	無
					26	24	149	96.85	0.650	無
					28	24	169	125.06	0.740	無
					30	25	201	174.87	0.870	無
					32	26	188	191.76	1.020	無
					34	26	140	158.20	1.130	無
					36	26	106	131.44	1.240	無
					38	27	38	54.34	1.430	無
					40	27	23	35.88	1.560	無
					42	27	14	23.66	1.690	無
					44	28	4	7.64	1.910	無
					46	28	2	4.12	2.060	無
					50	29	1	2.48	2.480	無
				品質計			1,329	1,134.47		
			態様計		30	25	1,595	1,468.79		

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。



樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 03- 4  
林班： 21

森林事務所： 秩父森林事務所  
小班： そ 1

国有林名： 浦山3311番  
伐区：

樹種名	材種分	生被別	態様分	品質分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均単木材積	控除有無
ヒノキ	一般材	生被計					1,595	1,468.79		
	材種計						1,595	1,468.79		
	低質材	生立木	生立木		8	12	2	0.06	0.030	無
					10	14	5	0.30	0.060	無
					12	16	18	1.80	0.100	無
					14	18	21	3.15	0.150	無
					16	19	28	5.88	0.210	無
					18	20	39	10.53	0.270	無
					20	21	37	12.95	0.350	無
					22	22	28	12.32	0.440	無
					24	23	33	17.82	0.540	無
					26	24	28	18.20	0.650	無
					28	24	38	28.12	0.740	無
					30	25	45	39.15	0.870	無
					32	26	38	38.76	1.020	無
					34	26	39	44.07	1.130	無
					36	26	41	50.84	1.240	無
					38	27	28	40.04	1.430	無
					40	27	20	31.20	1.560	無
					42	27	9	15.21	1.690	無
					44	28	4	7.64	1.910	無
					46	28	6	12.36	2.060	無
					48	28	1	2.22	2.220	無
					52	29	1	2.65	2.650	無
				品質計			509	395.27		
			態様計		28	23	509	395.27		
		生被計					509	395.27		
	材種計						509	395.27		
一樹種計一							2,104	1,864.06		
一N計一							2,104	1,864.06		
他L	低質材	生立木	生立木		8	10	8	0.24	0.030	無
					10	9	16	0.48	0.030	無
					12	11	14	0.84	0.060	無
					14	12	23	2.07	0.090	無
					16	14	16	2.08	0.130	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。



**2号物件**

**23ぬ1林小班 皆伐 1.89ha**

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 04- 1  
林班： 23

森林事務所： 秩父森林事務所  
小班： ぬ 1

国有林名： 浦山3311番  
伐区：

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	中玉	12	13	5	0.40	0.080	無
					14	14	20	2.20	0.110	無
					16	14	42	6.30	0.150	無
					18	15	71	14.20	0.200	無
					20	15	113	27.12	0.240	無
					22	15	152	42.56	0.280	無
					24	16	190	66.50	0.350	無
					26	16	184	73.60	0.400	無
					28	16	146	67.16	0.460	無
					30	16	131	66.81	0.510	無
					32	16	91	51.87	0.570	無
					34	16	66	42.24	0.640	無
					36	16	47	32.90	0.700	無
					38	17	29	24.07	0.830	無
					40	17	12	10.80	0.900	無
					42	17	5	4.90	0.980	無
					44	17	2	2.12	1.060	無
					46	17	1	1.15	1.150	無
					48	17	1	1.23	1.230	無
				品質計			1,308	538.13		
			態様計		26	16	1,308	538.13		
		生被計					1,308	538.13		
	材種計						1,308	538.13		
	低質材	生立木	生立木		6	10	1	0.02	0.020	無
					10	12	1	0.05	0.050	無
					12	13	4	0.32	0.080	無
					14	14	9	0.99	0.110	無
					16	14	11	1.65	0.150	無
					18	15	15	3.00	0.200	無
					20	15	17	4.08	0.240	無
					22	15	16	4.48	0.280	無
					24	16	20	7.00	0.350	無
					26	16	15	6.00	0.400	無
					28	16	10	4.60	0.460	無
					30	16	6	3.06	0.510	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号: 04- 1  
林班 : 23

森林事務所 : 秩父森林事務所  
小班 : ぬ 1

国有林名 : 浦山3311番  
伐区 :

樹種名	材区分	生被別	態様区分	品質区分	胸高直径	樹高	本数	幹材積	平均木材積	控除有無
ヒノキ	低質材	生立木	生立木		32	16	6	3.42	0.570	無
					34	16	3	1.92	0.640	無
					36	16	4	2.80	0.700	無
					38	17	3	2.49	0.830	無
					40	17	1	0.90	0.900	無
					42	17	1	0.98	0.980	無
					48	17	1	1.23	1.230	無
				品質計			144	48.99		
			態様計		24	15	144	48.99		
		生被計					144	48.99		
	材種計						144	48.99		
一樹種計一							1,452	587.12		
一N計一							1,452	587.12		
他L	低質材	生立木	生立木		10	4	2	0.02	0.010	無
					10	6	1	0.02	0.020	無
					10	8	5	0.15	0.030	無
					10	10	4	0.16	0.040	無
					10	11	2	0.08	0.040	無
					10	12	3	0.15	0.050	無
					12	8	2	0.08	0.040	無
					12	10	1	0.05	0.050	無
					12	11	3	0.18	0.060	無
					12	12	2	0.14	0.070	無
					14	7	3	0.15	0.050	無
					14	9	3	0.18	0.060	無
					14	10	2	0.14	0.070	無
					14	11	5	0.40	0.080	無
					14	12	2	0.18	0.090	無
					14	15	1	0.11	0.110	無
					16	7	3	0.18	0.060	無
					16	11	1	0.10	0.100	無
					18	13	1	0.15	0.150	無
					18	15	1	0.18	0.180	無
					20	11	1	0.15	0.150	無
					20	12	1	0.17	0.170	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。



**2号物件**

**24い1林小班 皆伐 0.62ha**

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号： 04- 2  
林班： 24

森林事務所： 秩父森林事務所  
小班： い 1

国有林名： 浦山3311番  
伐区：

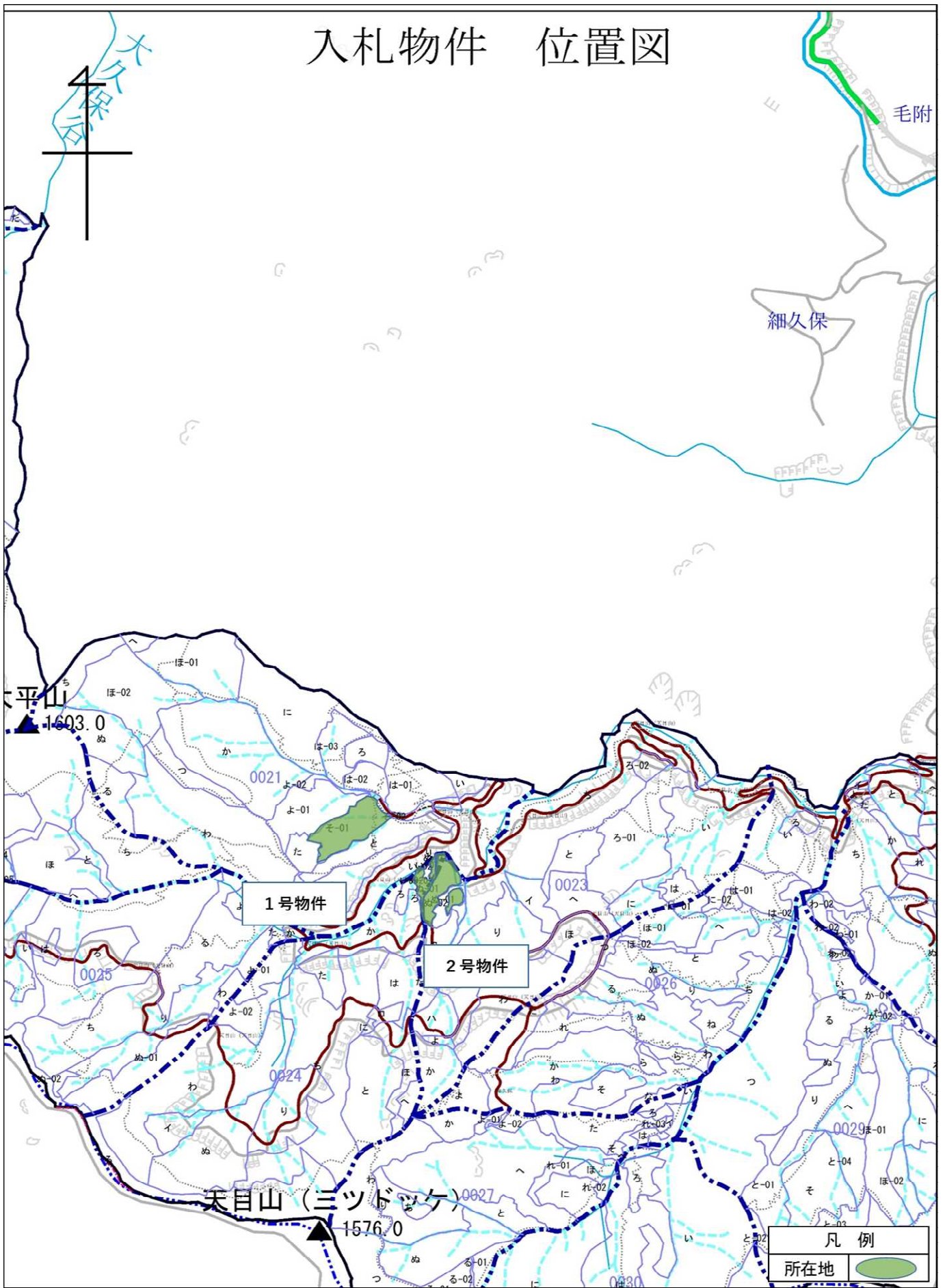
樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
ヒノキ	一般材	生立木	生立木	中玉	14	11	1	0.09	0.090	無
					16	12	2	0.24	0.120	無
					18	13	13	2.21	0.170	無
					20	13	30	6.00	0.200	無
					22	14	53	13.78	0.260	無
					24	14	62	18.60	0.300	無
					26	15	59	21.83	0.370	無
					28	15	62	26.04	0.420	無
					30	16	46	23.46	0.510	無
					32	16	31	17.67	0.570	無
					34	16	20	12.80	0.640	無
					36	16	12	8.40	0.700	無
					38	17	7	5.81	0.830	無
					40	17	1	0.90	0.900	無
					44	17	1	1.06	1.060	無
				品質計			400	158.89		
			態様計		26	15	400	158.89		
		生被計					400	158.89		
	材種計						400	158.89		
	低質材	生立木	生立木		8	8	4	0.08	0.020	無
					10	9	4	0.16	0.040	無
					12	10	2	0.12	0.060	無
					14	11	4	0.36	0.090	無
					16	12	6	0.72	0.120	無
					18	13	8	1.36	0.170	無
					20	13	16	3.20	0.200	無
					22	14	12	3.12	0.260	無
					24	14	14	4.20	0.300	無
					26	15	16	5.92	0.370	無
					28	15	9	3.78	0.420	無
					30	16	6	3.06	0.510	無
					32	16	5	2.85	0.570	無
					34	16	2	1.28	0.640	無
					36	16	1	0.70	0.700	無
					38	17	1	0.83	0.830	無

\* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。





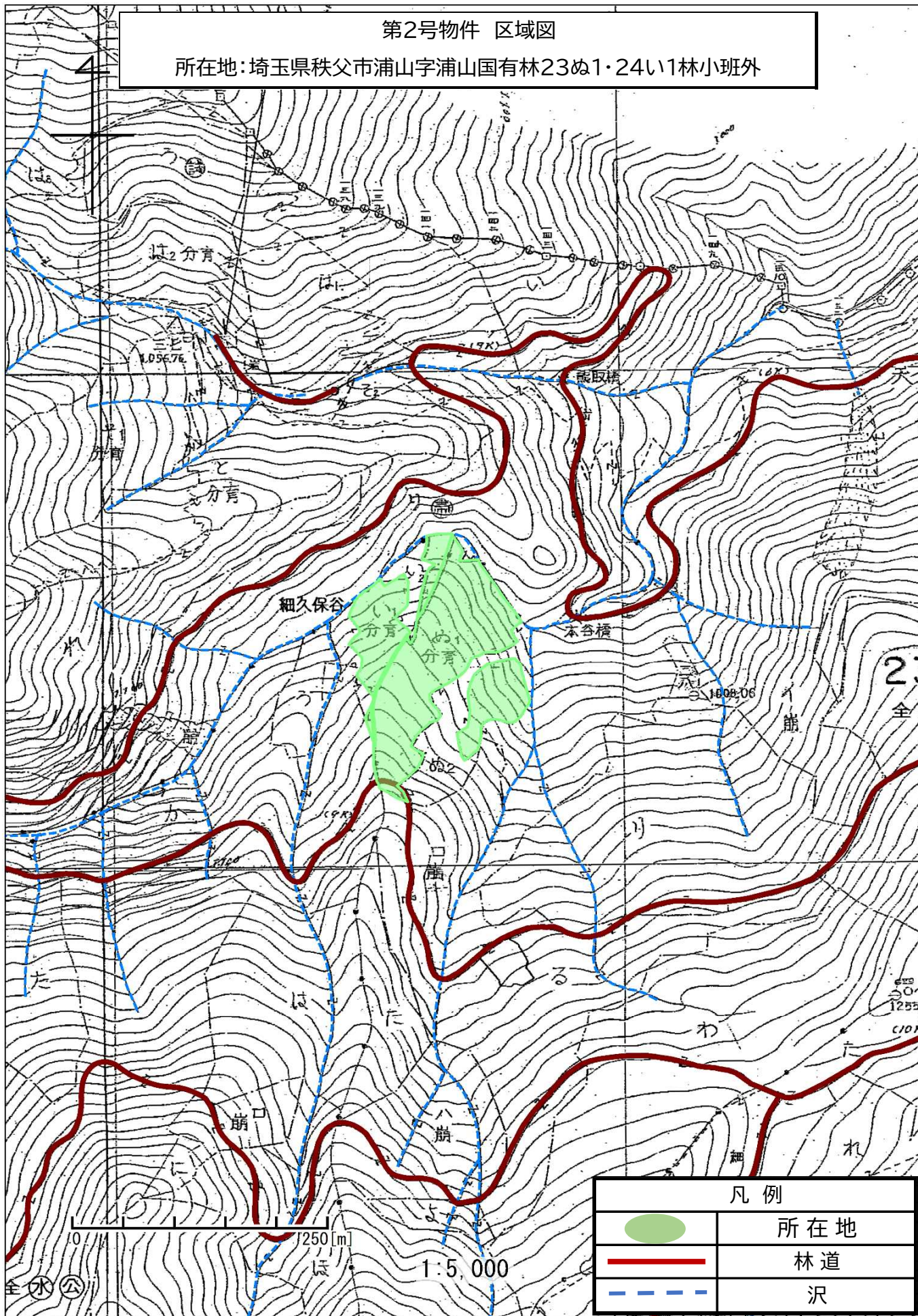
# 入札物件 位置図





第2号物件 区域図

所在地: 埼玉県秩父市浦山字浦山国有林23ぬ1・24い1林小班外



第1号物件 現地写真

所在地: 埼玉県秩父市浦山字浦山国有林21号1林小班  
樹種: ヒノキほか



第2号物件 現地写真

所在地:埼玉県秩父市浦山字浦山国有林23ぬ1林小班  
樹種:ヒノキほか



第2号物件 現地写真

所在地:埼玉県秩父市浦山字浦山国有林24い1林小班  
樹種:ヒノキほか

